

## 長岡京市日常生活用具給付等事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、長岡京市地域生活支援事業実施規則（平成18年長岡京市規則第34号。以下「規則」という。）第2条第1項第8号に規定する、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に対し、障がい者等の日常生活や介護が容易になるような用具（以下「用具」という。）の購入等に要する費用を給付する日常生活用具給付等事業の実施について必要な事項を定めることにより、障がい者等の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する事を目的とする。

### (利用対象者)

第2条 利用対象者は、規則第3条に規定する者のうち、原則として在宅の障がい者等とする。

### (用具の種目及び給付対象者)

第3条 この要綱において「日常生活用具」（以下「用具」という。）とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成18年厚生労働省告示第529号）」において定める用具であって、別表に掲げるものをいい、その購入費用の給付対象者は、同表の対象者・条件等欄に掲げる要件を満たす障がい者等とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に定める治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものにあつては、同表の対象者・条件等欄に掲げる要件に準じると市長が認めた者とする。

2 用具の貸与は無償とし、貸与の期間は、貸与を受けた者が障害者支援施設等に入所し、又はその他の事情により当該用具を必要としなくなるまでの期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、障がい者等本人又はその属する世帯の世帯員のいずれかのうち、市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は、用具の購入費用の給付及び貸与の対象外とする。

### (申請)

第4条 障がい者等又はその保護者（以下「申請者」という。）は、当該用具を必要とするときは、現に給付等を必要とする限度で申請するものとし、既に申請者が購入、譲渡等により入手した用具は、申請の対象外とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる排泄管理支援用具（収尿器を除く。）及び人工内耳用電池については、申請日の属する月以後6か月分を上限として一括して給付申請することができる。ただし、この場合において、申請日の属する年度を超える月分については、当該年度において申請することができないものとする。

3 申請者は、第1項及び前項の規定により用具の給付等を申請する場合は、規則第6条第1項に定める地域生活支援事業支給申請書（以下「申請書」という。）及び用具の納入を希望する業者（以下「納入業者」という。）が発行した見積書を市長に提出しなければならない。ただし、居宅生活動作補助用具購入に係る費用の給付を申請する場合は、申請書及び見積書に加えて工事図面を提出しなければならない。

（申請の制限）

第5条 この要綱に基づいて、既に給付を受けている用具と同一用具の購入費の再給付等に係る申請は、前回の給付決定日から起算して別表に定める当該用具に係る耐用年数を経過していない場合は、給付対象外とする。ただし、対象者の状況等の変更若しくは当該期間を経過する前に当該用具が修理不能となり使用できなくなった場合等、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

2 第3条に規定する給付対象者であっても、介護保険法（平成9年法律第123号）により、この要綱に定める用具と同等の性能、仕様等を有する福祉用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は、対象者から除くものとする。

（給付等の決定）

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、障がい者等の生活状況及び過去の用具の給付状況等を勘案のうえ、費用の給付等の可否について決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により、費用の給付を行うことを決定した場合は、規則第7条第2項に定める日常生活用具給付・貸与決定通知書（以下「決定通知書」という。）及び日常生活用具給付券を申請者に交付し、納入業者に決定内容を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、用具の給付等を行わないことを決定した場合は、規則第7条第3項に定める地域生活支援事業却下決定通知書を申請者に交付するものとする。

（用具の納品）

第7条 納入業者は、給付決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）から前条第2項に規定する決定通知書の提示及び日常生活用具給付券の提出を受けて、用具を納品するものとする。

（費用の請求）

第8条 用具を納品した納入業者が市長に請求できる額は、規則第12条に基づいて決定された当該用具に係る地域生活支援給付の額とする。

2 前項の規定により、納入業者が市長へ請求するに当たっては、給付券に納入日等必要な事項を記載した上で請求書にこれを添付しなければならない。

3 別表に定める居宅生活支援用具については、前項の規定に加え、住宅改修着工前

後の写真を市長に提出しなければならない。

(給付費用の返還)

第9条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、地域生活支援給付の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 地域生活支援給付により購入した用具を、給付目的に反して使用したとき。
- (2) 偽り、その他不正の手段によって、又は給付対象者でなくなった後に費用の給付を受けたとき。
- (3) 給付対象者が当該地域生活支援給付により購入した用具を必要とする場合であるにもかかわらず、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供したとき。

(届出事項)

第10条 用具の給付等を受けている者は、申請書に記載されている事項に変更が生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 用具の貸与対象者が用具を必要としなくなったときは、直ちに市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の届出がない場合は、職権により調査し、必要な措置をとることができる。

(対象品目の特則)

第11条 第4条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる品目の取扱いについては、別に定めるところによる。

- (1) 点字図書の給付
- (2) 福祉電話の設置
- (3) 居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費の給付
- (4) 重度視覚障がい児・者用ワードプロセッサの共同利用

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項については、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成19年3月30日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 廃止前の長岡京市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱及び長岡京市重度身体障害児日常生活用具給付等事業実施要綱に基づいて平成18年9月30日以前に給付決定を受けた用具と同一又は同等の性能を有する用具の再給付等に係る申請及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第35条の規定によ

る改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第20条の規定に基づいて平成18年9月30日以前に給付決定を受けた補装具と同一又は同等の性能を有する用具の再給付等に係る申請は、当該給付決定の日から起算して別表に定める当該用具の耐用年数を経過していない場合は、給付対象外とする。ただし、対象者の状況等の変更若しくは当該期間を経過する前に当該用具が修理不能となり使用できなくなった場合等、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

3 障害者自立支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第20条の規定により、平成18年10月以降分として蓄便袋及び蓄尿袋の給付を受けた者は、当該月分の蓄便袋及び蓄尿袋について、第4条第1項及び第3項に基づく申請をすることができない。

4 「補装具給付事務の取扱に関する指針について」（平成12年3月31日障第290号厚生省大臣官房障害保健福祉部長発）中別紙「補装具給付事務取扱指針」において補装具の特例として給付が認められている紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿又は洗腸装具（以下「紙おむつ等」という。）について、平成18年10月以降分として給付を受けた者は、当該月分の紙おむつ等について、第4条第1項及び第3項に基づく申請をすることができない

5 この要綱の施行の際、現に長岡京市福祉電話設置に関する規則の規定により福祉電話及びファックスの設置を受けているときは、この要綱の施行日においてこの要綱の規定に基づき設置されたものとみなす。

（長岡京市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱等の廃止）

6 長岡京市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱及び長岡京市重度身体障害児日常生活用具給付等事業実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区分	形態	種目	性能・仕様等	基準額(円)	対象者・条件等	耐用年数
介護・訓練支援用具	給付	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	下肢又は体幹機能障害がⅡ級以上で原則として学齢児以上のもの	8
	給付	特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	下肢又は体幹機能障害がⅠ級(常時介護を要するものに限る。)で、原則として18歳以上のもの 下肢又は体幹機能障害がⅡ級以上で、原則として3歳以上のもの 重度又は最重度の知的障害がⅠ	5
				100,000円	多層空気構造等の除圧機能を持ち、褥瘡予防に効果があるもの 下肢又は体幹機能障害がⅠ級(常時介護を要するものに限る。)で、原則として18歳以上のもの 下肢又は体幹機能障害がⅡ級以上で、原則として3歳以上のもの 重度又は最重度の知的障害がⅠ	5
	給付	特殊尿器	尿を自動的に吸引する機能を有するもので、障害がⅠ児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	下肢又は体幹機能障害がⅠ級(常時介護を要するものに限る。)で原則として学齢児以上のもの	5
	給付	入浴担架	障害がⅠ児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	下肢又は体幹機能障害がⅡ級以上(入浴にあたって、家族等他人の介助を要するものに限る。)で原則として3歳以上のもの	5
	給付	体位変換器	介助者が障害がⅠ児・者の体位を変換させるにあたって容易に使用し得るもの	15,000円	下肢又は体幹機能障害がⅡ級以上(着衣交換等にあたって、家族等他人の介助を要するものに限る。)で原則として学齢児以上のもの	5
	給付	移動用リフト(工事を伴わない)	介護者が身体障害がⅠ児・者を移動させるにあたって容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	375,000円	下肢又は体幹機能障害がⅡ級以上で原則として3歳以上のもの	4
	給付	移動用リフト(工事を伴う)	介護者が身体障害がⅠ児・者を移動させるにあたって容易に使用し得るもので、天井走行型その他住宅改修を伴うもの	(本体価格) 500,000円 (工事費) 50,000円	下肢又は体幹機能障害がⅡ級以上で原則として3歳以上のもの	10
	給付	移動用リフト用スリングシート	介護者が身体障害がⅠ児・者を移動させるにあたって容易に使用し得るもの	52,000円	下肢又は体幹機能障害がⅡ級以上で原則として3歳以上のもの	2
	給付	階段昇降機(工事を伴う)	階段を歩いて昇降できない重度の身体障害がⅠ児・者が容易に昇降できるもの	(本体価格) 500,000円 (工事費) 50,000円	下肢、体幹機能又は内部障害がⅡ級以上で移動が困難なもの	10
	給付	段差昇降機(工事を伴う)	車いす利用者が容易に昇降できるもの	(本体価格) 500,000円 (工事費) 50,000円	下肢、体幹機能又は内部障害がⅡ級以上で移動が困難なもの	10
	給付	装具対応靴	装具を装着したまま使用でき、容易に着脱できるもの	10,000円	下肢機能障害がⅠを有し、下肢装具を装着する原則として3歳以上のもの	3

	給付	訓練イス	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100円	下肢又は体幹機能障害がい2級以上で原則として3歳以上18歳未満の身体障害がい児	5
	給付	訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	下肢又は体幹機能障害がい2級以上で原則として学齢児以上の身体障害がい児	8
	給付	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児・者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。  ※用具の種類が異なれば、過去8年間で合計90,000円を上限とし、複数回申請可	90,000円	下肢又は体幹機能障害がいであって、入浴に介助を要するもので原則として3歳以上のもの	8
自立生活支援用具	給付	便器（手すりを含む。）	障がい児・者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	25,000円	下肢又は体幹機能障害がい2級以上で原則として3歳以上のもの	8
	給付	歩行補助杖（T字状又は棒状の一本杖）	障がい児・者が容易に使用し得るもの	3,600円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害がいであって原則として学齢児以上のもの	3
	給付	移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。  ※用具の種類が異なれば、過去8年間で合計60,000円を上限とし、複数回申請可	60,000円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とするもので原則として3歳以上のもの	8
	給付	頭部保護帽	転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	12,160円	てんかんの発作等により頻繁に転倒する重度又は最重度の知的障害がい及び精神障害がいであってそれぞれ原則として3歳以上のもの	3
		(レディメイド、スポンジ・革を主材料とするもの)	12,524円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害がいであって原則として3歳以上のもの		
		(レディメイド、スポンジ・革・プラスチックを)	30,282円			

		主材料とするもの				
		(オーダーメイド、スポンジ・革を主材料とするもの)		15,656円		
		(オーダーメイド、スポンジ・革・プラスチックを主材料とするもの)		37,852円		
給付	特殊便器	温水温風を出し得るもので障がい児・者及び介護者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	上肢障がい2級以上の身体障がい及び療育手帳Aのもので訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なものでそれぞれ学齢児以上のもの	8	
給付	火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	身体障がいの等級が2級以上のもの又は療育手帳Aのもので、いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい児・者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの(1世帯に2台を限度とする。)	8	
給付	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	身体障がいの等級が2級以上のもの又は療育手帳Aのもので、いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい児・者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの	8	
給付	電磁調理器	障がい者が容易に使用し得るもの	41,000円	視覚障がい2級以上であって視覚障がい2級以上のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの又は療育手帳Aであって原則として18歳以上のもの。	6	
給付	歩行時間延長信号機用小型送信機	障がい児・者が容易に使用し得るもの	7,000円	視覚障がい2級以上で原則として学齢児以上のもの	10	
給付	聴覚障がい者用屋内信号装置	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。)	87,400円	聴覚障がい2級以上で聴覚障がいを有するものみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもので日常生活上必要と認められる原則として学齢児以上のもの	10	
給付	車いす用レインコート	車いす利用者が容易に使用し得るもの	13,000円	上肢、下肢、体幹機能又は内部障がい2級以上で、車いすを使用する原則として学齢児以上のもの	5	
給付	自助具(食事用具、調理用具、ドアノブ後付レバー、リーチャー、靴下エイト)	障がい児・者が容易に使用でき、使用することにより本人の動作が自立できるもの  ※用具の種類が異なれば、過去5年間で合計10,000円を上限とし、複数回申請可	10,000円	上肢、下肢又は体幹機能障がい2級以上で原則として3歳以上のもの	5	
在宅療養等支援用具	給付	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式動脈流法(CAPD)による透析療法を行うもので原則として3歳以	5



					上のもの 腎臓機能障害が3級以上で原則として3歳以上18歳未満の障害児	
給付	ネブライザー（吸入器）	障害児・者が容易に使用し得るもの		36,000円	呼吸器機能障害が3級以上又は同程度の身体障害を有し、必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	5
給付	電気式たん吸引器	障害児・者が容易に使用し得るもの		56,400円 (ネブライザーとの両用器は80,000円)	呼吸器機能障害が3級以上又は同程度の身体障害を有し、必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	5
給付	酸素ボンベ運搬車	障害児・者が容易に使用し得るもの		17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行うもの	10
給付	視覚障害者用体温計（音声式）	障害児・者が容易に使用し得るもの		9,000円	視覚障害が2級以上で原則として学齢児以上のもの	5
給付	視覚障害者用体重計	障害児・者が容易に使用し得るもの		18,000円	視覚障害が2級以上で原則として学齢児以上のもの	5
給付	動脈中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの		157,500円	呼吸器機能障害が3級以上又は同程度の身体障害を有し、必要と認められるもの	5
給付	視覚障害者用血圧計（音声式）	障害児・者が容易に使用し得るもの		15,000円	視覚障害が2級以上で原則として学齢児以上のもの	5
給付	自家発動発電機またはポータブル蓄電池	居宅で使用する医療機器に接続することで稼働が可能な電力を供給でき、介助者が容易に使用し得るもの		上限 150,000円（同時申請の場合、複数交付可）	呼吸器機能障害が3級以上又は同程度の身体障害もしくは難病を有し、人工呼吸器、酸素濃縮器等の日常的に生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用しているもの	6
情報・意思疎通支援用具	給付	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの	98,800円	音声・言語機能障害が3級以上又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障害を有するもので原則として学齢児以上のもの	5
	給付	情報・通信支援用具	PC関連	障害児・者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフトで、障害児・者が容易に使用し得るもの	100,000円	視覚又は上肢機能障害が2級以上で原則として学齢児以上のもの
			視覚障害者用地上デジタルテレビ放送対応ラジオ	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	30,000円	視覚障害が2級以上で原則として学齢児以上のもの
	給付	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	視覚障害が2級以上で原則として学齢児以上のもの	6
	給付	点字器（点筆含む）	標準	障害児・者が容易に使用し得るもの	10,800円	視覚障害児・者で点字器を必要とするもの
携帯用				7,500円		
給付	点字タイプライター	障害児・者が容易に使用し得るもの		74,000円	視覚障害が2級以上で、原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの	5

給付	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	(録音再生機)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの	85,000円	視覚障がい2級以上で原則として学齢児以上のもの	
		(再生専用機)		48,000円		
給付	視覚障がい者用活字文書読上げ装置		文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障がい児・者が容易に使用し得るもの	115,000円	視覚障がい2級以上で原則として学齢児以上のもの	6
給付	視覚障がい者用拡大読書器		画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000円	視覚障がい児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので原則として学齢児以上のもの	8
給付	視覚障がい者用時計	触読式	障がい児・者が容易に使用し得るもの	10,300円	視覚障がい2級以上で原則として学齢児以上のもの	5
		音声式		13,300円		
給付	聴覚障がい者用通信装置		一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい児・者が容易に使用できるもの	71,000円	聴覚障がい児・者又は発声・発語に著しい障がいをもつものであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	5
給付	聴覚障がい者用情報受信装置		字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい児・者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい児・者向け緊急信号を受信するもので、障がい児・者が容易に使用し得るもの	88,900円	聴覚障がい児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6
給付	人工喉頭	笛式	呼気によりゴムなどの膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化させるもの(気管カニューレを含む)	8,500円	喉頭を摘出したもの	4
		電動式	顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電池、充電器、気管カニューレを含む。)	75,500円	喉頭を摘出したもの	5
給付	人工内耳用体外装置		人工内耳の体外装置(受信用マイクロホン、スピーチプロセッサ、送信コイル等)	購入200,000円	18歳に達する日以降の最初の3月31日までに人工内耳装置5年以上経過の聴覚障がい児(医療機関により医療保険等の給付制度を利用して本装置の買い替えができないと判断	5

				されたものに限る)	
			修理 30,000 円	18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある人工内耳装用の聴覚障がい児（医療機関により医療保険等の給付制度を利用して本装置の修理ができないと判断されたものに限る）	—
給付	人工内耳用電池	人工内耳に使用する電池	3,000 円 (1 か月分)	18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある人工内耳装用の聴覚障がい児	—
貸与	福祉電話	障がい児・者が容易に使用し得るもの	—	聴覚障がい又は外出困難な程度の身体障がい等を有するもの(それぞれ原則として2級以上)であって原則として学齢児以上であり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックス被貸与者(障がい児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの)	—
共同利用	視覚障がい児・者用ワードプロセッサ	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	—	視覚障がいであって、原則として学齢児以上	—
給付	点字図書	点字により作成された図書	点字図書価格から一般図書の購入価格相当額を控除した額	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい児・者とし、年間6タイトル又は24巻を限度とする。(ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。)	—
排泄管理支援用具	給付	ストーマ装具(消化器系)	8,858 円 (1 か月分)	直腸瘻障がい	—
	給付	ストーマ装具(尿路系)	11,639 円 (1 か月分)	膀胱瘻障がい	—
	給付	紙おむつ等	12,000 円 (1 か月分)	3歳以上であって、次の4点のいずれかに該当するもの 1 直腸又は膀胱機障がい児・者で、ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具の使用が困難なもの 2 直腸又は膀胱機障がい児・者で、先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障がいによる高度の排尿機障がい又は高度の排便機障がいのあるもの及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する排便機障がいのあるもの 3 脳性麻痺等脳原性運動機能障がい(概ね3歳未満の乳幼児期に発現した非進行性病変)によってもたらされたものに限る。)により、排尿又は排便の意思表示及び排泄行為そのものが困難なもの(脳原	—

						性運動機能障がい」の身体障害者手帳を所持する場合又は「肢体不自由」の身体障害者手帳を所持するもので脳性麻痺等が明らかであり、かつ、全身性の障がいであることが確認できる場合に限る。） 4 療育手帳Aであって、排尿又は排便の意思表示及び排泄行為そのものが困難なものとして、医師等の診断により確認できるもの。	
	給付	収尿器	(男性用・普通型)	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製のもの	7,931円	高度の排尿機能障がい	1
			(男性用・簡易型)		5,871円		
			(女性用・普通型)	耐久性ゴム製採尿袋を有するもの	8,755円		
			(女性用・簡易型、採尿袋20枚を1組とする。)	ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	6,077円		
住宅改修費	給付	居宅生活動作補助用具	障がい児・者の住居における移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものとする。なお、給付対象の範囲は次のとおりとする。 1 手すりの取り付け 2 段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取り替え 5 洋式便器等への便器の取り替え 6 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000円	下肢、体幹機能又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がい)に限る。)を有する学齢児以上の身体障がい児又は身体障がい者であって障害程度等級3級以上のもの(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がい2級以上のもの)。なお、住宅改修費の給付は1住宅につき原則1回とする。	—	